

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成17年12月21日

京都市長 榎本 頼兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社 古今東西堂

代表取締役 東原 一夫

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地1 烏丸ビル5階

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

古今東西堂河原町ビル

京都市中京区河原町通蛸薬師上ル

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日

平成18年3月1日

3 届出年月日

平成17年12月6日

(産業観光局商工部商業振興課)